

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武 井 政 一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (205)	
地域名 (地域内農業集落名)	勢田 (北勢田、下勢田、上勢田、東勢田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 3日 (第1回)	

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域の代表的な担い手として、認定農業者及び法人が挙げられる。中間管理機構を通して法人が担い手となり、個人については65歳以上の農業者が担い手となって地域農業を支えているのが現状である。課題としては後継者の確保・他地域よりの若手農業者が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、水田を効率的に活用するため、水稻の裏作として麦や野菜等を作付けし、面積の拡張を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	53.77 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	11.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業利用が行われる区域とし、住宅地または林地との間にある農地等は保全管理を行う区域とする。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や法人が中心の担い手となり、農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
高齢化に伴い、地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手の集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手が農業を行う上で農地中間管理機構関連の農地整備事業を活用し、農用地の大区画化、用水路、排水路や農道なども整備する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やＪＡと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農業用機械のレンタルなどの支援や環境づくり、利用集積の取り組みを行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ヘリ防除を各担い手がＪＡに依頼しているように、サービス活用を検討する必要がある。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域によるイノシシやアライグマ等の被害が拡大しないよう、侵入防止柵を設置するとともに、被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を取り、猟友会の人材確保を求める。
- ⑦地域で連携し、隣接する地域の農場法人や担い手を含めたところで適切な農地の維持管理を行う。
- ⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会等とし、早急に変更が必要な際は農事区長に相談の上、協議の場の参集範囲を決定する。